

給付年金コーナー

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替・クレジットカードでの納付が便利でおトクです！

国民年金の保険料を納めるときに口座振替やクレジットカード納付にすると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。また、まとめて前払い（前納）すると国民年金保険料が割引されます。

金融機関の窓口やコンビニエンスストアでの納付が困難な方は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「国民年金保険料口座振替納付申出書」、クレジットカード納付の申込みは「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」にご記入のうえ、年金事務所へご提出ください。

書面による手続きのほか、マイナポータルを経由して「ねんきんネット」からも手続きが可能です。

詳しくは日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）をご確認ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎ 27・6560

マイナ保険証を利用しませんか？

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をすることで健康保険証として利用できるマイナンバーカードのことです。

マイナ保険証を利用すると、以下のメリットがあります。

①データに基づくより良い医療が受けられる

過去に処方されたお薬や健診結果等が見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される

限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

③マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできる

医療費の領収証を管理・保管しなくてもマイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、マイナポータルとe-Taxを連携することで、データを自動入力できます。



問合せ 町民課 給付担当 ☎ 66・3111 内線125

8月の納期

●町県民税

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）

* 今月支給される年金から天引きされます。

●国民健康保険税

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）

* 今月支給される年金から天引きされます。

●介護保険料

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）

* 今月支給される年金から天引きされます。

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第2期分）

■特別徴収（第3期分）

* 今月支給される年金から天引きされます。

※納期限は8月31日(月)です。口座振替の場合は8月26日(水)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎ 66・3111 町県民税 税務会計課 課税担当 内線115

国民健康保険税 税務会計課 課税担当 内線112

介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143

後期高齢者医療保険料 町民課 給付担当 内線123